

都保健所の体制・機能の強化について

令和6年1月26日



東京都保健医療局

- 平成6年の地域保健法等関係法令の改正以降、それまで保健所が行っていた住民に身近な保健サービスは市町村保健センター等で実施することとなり、都は市町村に対して以下のとおり業務の移譲を行った。これにあわせて、多摩地域の都保健所の再編整備を行い、現在、島しょ地域を含め二次保健医療圏に各1箇所、計6箇所の都保健所を設置している。
 - ＜市町村へ移譲した主な業務＞
 - ・平成9年4月 乳幼児健診などの母子保健業務（母子保健法等改正）
 - ・平成14年4月 障害者手帳の窓口や施設等の利用相談等の業務（精神保健福祉法改正）
 - ・平成15年4月 精神保健福祉に関する相談業務（都と市町村との特例協議）
- これにより、都保健所は、地域保健における広域的・専門的・技術的拠点として身近な保健サービスを担う市町村等関係機関に対して支援等を行うとともに、地域における健康危機管理の拠点として食中毒や感染症の発生等に対応してきた。
- 今回の新型コロナ対応を受けて、公衆衛生等の学識経験者、医療機関、医師会、市町村の代表等を委員として令和4年11月に設置した「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）では、今後の都保健所の組織体制や業務運営等の在り方等について議論いただき、令和5年8月末にあり方検討会として報告書を取りまとめた。
- あり方検討会報告書では、今後、新興感染症が発生した際に、状況に応じて、速やかに、また一層機動的な対策が講じられるよう平時から準備しておくことが必要であるといった意見や、都保健所の市町村支援機能を更に強化し、地域の健康課題に市町村と連携して取り組み、地域保健サービスの推進に繋げることが必要であるといった意見をいただいた。
- 本資料は、今般、あり方検討会報告書や市町村等からいただいた意見等を踏まえ、今後の都保健所の体制・機能強化策について、都として取りまとめを行ったものである。

目次

1	あり方検討会における主な意見	3
2	都保健所の体制・機能強化の方向性	4
3	今後の取組	5
	Ⅰ. 新興感染症発生を見据えた平時からの備え	
	Ⅱ. 市町村等関係機関との連携強化	
	Ⅲ. DXの推進による業務の効率化	
	参考資料	10
	1 都保健所の概要	
	2 再編整備の経過	
	3 新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組	

1 あり方検討会における主な意見

新型コロナを踏まえた今後の感染症対応

○ 保健所コア業務の明確化と役割分担の整理

- ・新興感染症などの災害級の事態に迅速に対応するには、疫学調査・ハイリスク者対応など保健所が担うべきコア業務にいかにか特化できるかが重要であり、コア業務以外の業務の都による段階的な外部委託・一元化や市町村等との役割分担の整理が必要

○ 応援職員の確保と受入体制の整備

- ・感染症の発生状況に合わせて臨機応変に拡充できる職員体制を確保することが必要

○ 有事に備えた訓練等の実施

- ・新興感染症の発生を想定した訓練等を実施し、発生時の対応や関係機関との役割分担などを確認するとともに、明らかになった課題の解決につなげていくことが必要

(参考) 新型コロナ対応における保健所機能の強化

- 積極的疫学調査等を行うトレーサー班の配置や、人材派遣職員の活用等により保健所の人員体制を確保
- 入院調整本部の設置や診療・検査医療機関による健康観察など、都の業務の外部委託・一元化により保健所の負担を軽減
- 自宅療養者支援について、市町村との連携協力のもと、地域の実情に応じたきめ細かな支援を充実
- 患者情報の管理へのデジタルツールの導入や、患者連絡へのSMSの活用等により業務を効率化

※参考資料3「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」参照

都保健所と市町村との連携協力体制の構築

○ 企画調整機能の強化

- ・新型コロナ対応で地域連携の強化が進んだ経験を踏まえ、今回培った連携の仕組みを平時から活かし、感染症以外の課題に対しても、市町村の依頼やニーズに応えられるよう、企画調整機能の強化を進めていくことが重要

○ 市町村との役割分担と情報の共有

- ・新興感染症発生時における市町村との役割分担や共有すべき情報の整理が必要

○ 人事交流等の実施

- ・保健所と市町村との協力体制構築には、業務の相互理解が重要なため、人事交流が行えるとよい
- ・市町村の保健師は感染症業務を行っていないため、平時から研修を受け、感染症の知識を身につけておくことが必要

都保健所業務のデジタル化

- ・新型コロナ対応で効果のあった業務のデジタル化を進め、業務量を減らす取組も必要
- ・保健所の様々な業務のDXを進めていくことも重要

2 都保健所の体制・機能強化の方向性

新型コロナの経験やあり方検討会の意見等を踏まえ、今後の都保健所の体制・機能について、以下の3つを柱として、強化を図っていく。

I. 新興感染症発生を 見据えた平時から の備え

- ・今後の新興感染症発生時に、都、保健所設置区市、市町村、医療機関、医師会等関係機関がそれぞれの役割分担に基づき速やかに対応できるよう、平時からの備えが必要
- ⇒ 東京都感染症予防計画及び保健所健康危機対処計画に基づく、保健所の人員体制構築や、都による業務の外部委託・一元化の準備、市町村等関係機関との役割分担の明確化など、新興感染症発生に備えた取組を計画的に推進していく

II. 市町村等関係機関 との連携強化

- ・今回の新型コロナ対応で培った連携の仕組みを活かし、感染症以外の地域の健康課題の解決にも、市町村等関係機関と連携して取り組むための体制整備が必要
- ・市町村等関係機関との連携協力の重要性を踏まえ、新興感染症や災害などの健康危機発生時にスムーズに連携できるよう、顔の見える関係を構築しておくことが重要
- ⇒ 都保健所と市町村等関係機関との連携強化に向け、都保健所の組織体制を強化するなど、顔の見える関係を構築し、地域の健康課題等の解決に取り組んでいく

III. DXの推進による 業務の効率化

- ・新興感染症をはじめとした健康危機発生時にも保健所が担うべき業務を継続できるよう、DX推進により業務を効率的に行うことができる環境整備が必要
- ⇒ 都保健所の様々な業務のDXを先駆的に推進するとともに、各種申請手続等のオンライン化など都民・事業者の利便性向上を図っていく

3 今後の取組 I. 新興感染症発生を見据えた平時からの備え

① 東京都感染症予防計画における取組

- ・ 感染症予防計画※に保健所の人員体制確保や業務の外部委託・一元化に関する事項等を新たに盛り込み、新興感染症発生時に、保健所が円滑に対応することができるよう、**平時からの準備を計画的に推進する**

※ 年度内に改定予定

▶ 保健所の人員体制の確保	新興感染症発生時に想定される業務量に対応する 人員確保数を数値目標として設定し 、発生時の人員体制を確保
▶ 有事における業務の外部委託・一元化に向けた準備	新興感染症発生時の 保健所の負担を軽減 するため、入院調整や宿泊療養施設への入所調整、自宅療養者に対する健康観察、生活支援等の業務について、状況に応じて速やかに都による外部委託や一元化ができるよう準備
▶ 市町村等関係機関との連携・市町村との患者情報の共有	新興感染症発生時の 市町村、医療機関等関係機関との役割分担等 について、感染症対策連携協議会で協議するとともに、患者情報について 市町村と協議の上、個人情報保護に配慮しながら必要な範囲で提供

② 保健所健康危機対処計画における取組

- ・ 感染症予防計画を踏まえ、**新興感染症発生時の組織体制や、人員確保・育成、訓練の実施、関係機関との連携等を盛り込んだ健康危機対処計画を各保健所ごとに策定する**
- ・ 市町村、医師会、医療機関等で構成する各都保健所の健康危機管理に関する**協議会等において**、訓練の効果検証や市町村等関係機関との協議内容に基づき**計画の見直し**を行うなど、都保健所として**平時からの準備を計画的に推進する**

▶ 健康危機対処計画に基づいた感染症対応訓練の実施	新興感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、 市町村、医師会、医療機関等と連携し、発生時対応訓練を実施
▶ 市町村等関係機関との役割分担や情報共有内容等の具体化	感染症予防計画を踏まえ、市町村等関係機関と連携協力して感染症対応に当たることができるよう、各都保健所の健康危機管理に関する協議会等において、地域の実情に応じた 役割分担や情報共有の内容・方法などを具体化

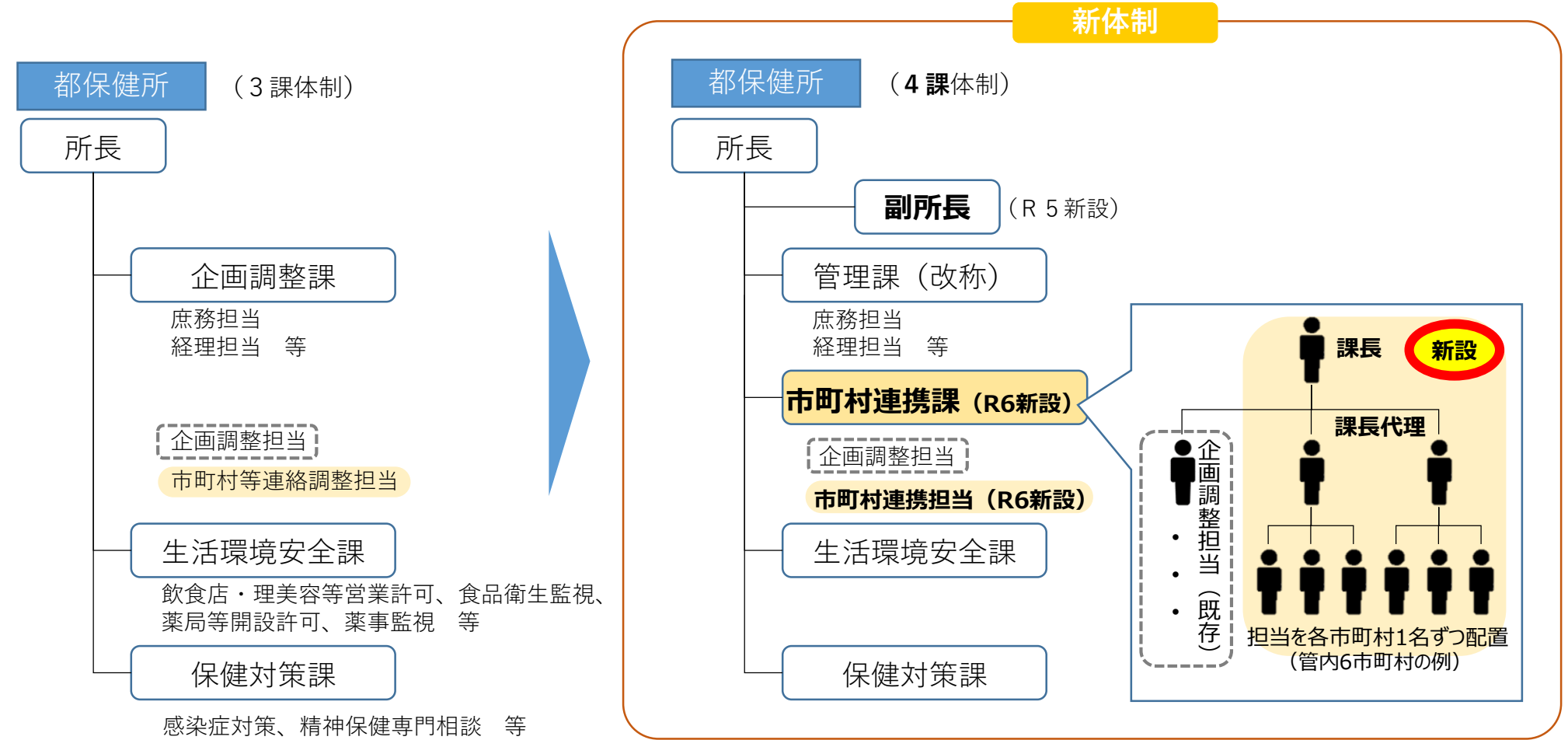


3 今後の取組 II. 市町村等関係機関との連携強化

①市町村連携課の新設（多摩地域5保健所）

市町村等関係機関との連携強化に向けて市町村連携課を新設

市町村等との連携を担う課を新設し、担当職員を多摩地域5保健所全体で計42名配置
 ・新たに**管理職**を配置することによりマネジメント体制を強化するとともに、市町村等関係機関との連絡・連携をより密にするため**管内の市町村ごとに担当職員を配置**



※ 上記に加え、市町村等関係機関との連携強化等のため、多摩地域の都保健所の保健師及び島しょ保健所の事務職を増員

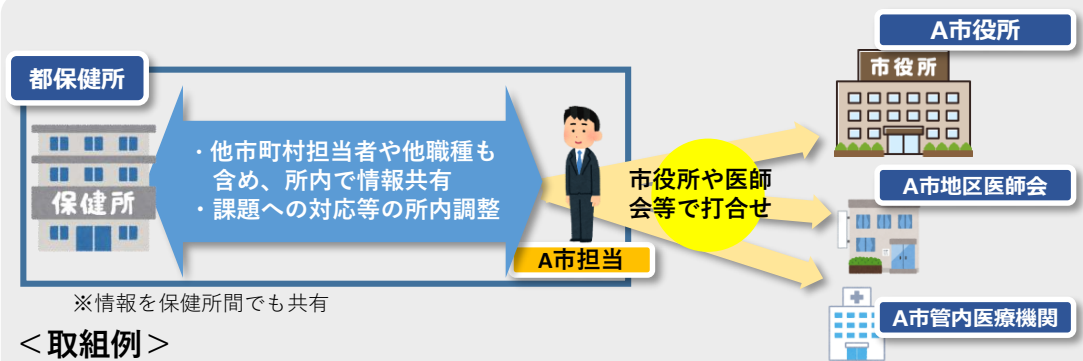
3 今後の取組 II. 市町村等関係機関との連携強化

②連携強化に向けた主な取組

市町村等との連携強化

市町村連携担当が市町村・地区医師会等との連携強化に向けた取組を実施

- ・市町村等のニーズ等の把握や、ニーズを踏まえた所内調整
- ・健康危機発生時には、管内市町村ごとのワンストップ窓口やリエゾンとしての機能を強化

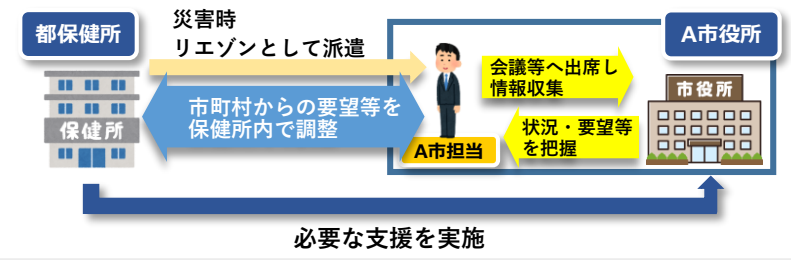


健康危機発生時の対応

- ・新興感染症発生時の対応
市町村からの相談対応や調整などを行い、管内市町村ごとのワンストップ窓口として機能
- ・災害時の対応
リエゾンとして各市町村へ派遣し、各市町村の状況を把握、市町村からの要望等に関する所内調整を実施し支援

<取組例>

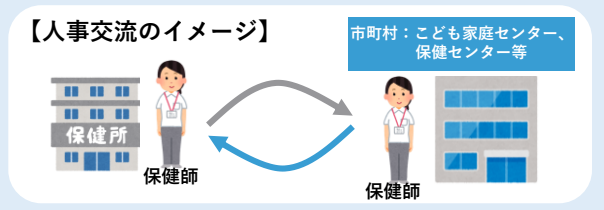
- ・地域保健サービスの推進に向けた伴走支援
関係者ネットワークの構築、事例検討、好事例の共有等を通じて、がん対策や心の健康づくりなど、地域の健康課題に対する市町村の取組の推進に向け支援を実施
- ・感染症・災害等への備え
新興感染症発生時や災害時の具体的な役割分担や対応の流れを関係者間で確認し、それぞれのマニュアルを充実するなど、有事に備えた取組を強化



市町村と都保健所の保健師等の人事交流

相互の業務理解を図りつつ、顔の見える関係の構築に向け、各市町村のニーズを踏まえて人事交流を実施

- ・市町村の保健師は、都保健所の感染症対応や精神相談などの業務を経験
- ・都保健所の保健師は、市町村の母子保健などの業務を経験



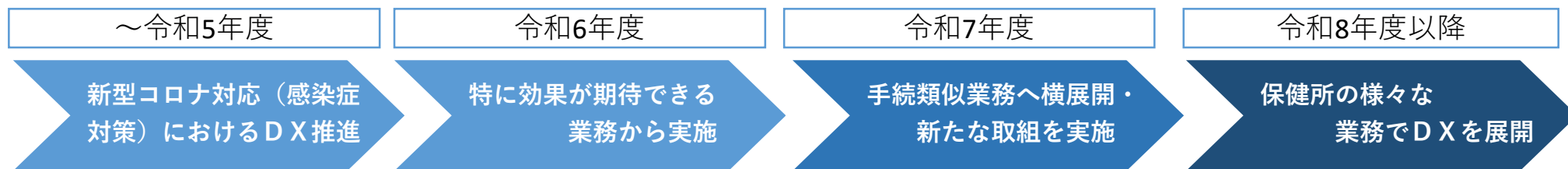
市町村等支援研修の充実

市町村や関係機関の職員向けの研修の強化

- ・市町村保健師の人材育成研修等について、各市町村のニーズ等に基づき研修メニューや内容を充実
- ・感染症対応に関する基礎的な研修や、市町村保健師や地域の医療関係者等専門職向けの研修を実施し、圏域内のネットワークづくりを推進

3 今後の取組 Ⅲ. DXの推進による業務の効率化

- 保健所には様々な分野の相談業務や監視指導業務、許認可事務があり、業務は多岐に渡っている。新型コロナ対応においてDXの導入により業務が大幅に効率化されたことを踏まえ、他の分野においてもDXを推進していく。
- 令和6年度は下記に掲げた取組の方向性に基づき、特に効果が期待できる業務からDXの推進を図っていく。
- 令和7年度からは、手続きが類似する業務に横展開するとともに新たな取組にも着手し、保健所業務全体のDXを推進していく。



都保健所の業務分類 (業務例)		今後の取組の方向性 (▶: 今後の主な取組)
① 業務の効率化		
相談業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る相談 ・精神保健に係る相談等 	デジタルツール活用による相談業務の効率化等 ▶ 精神保健相談等における音声マイニングシステムの導入 など
監視・指導業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に係る監視 ・環境衛生に係る監視等 	デジタルツール活用による監視・指導業務の効率化等 ▶ 食品衛生業務の立入検査等におけるタブレット活用 など
調査業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や食中毒に関する患者調査等 	デジタルツール活用による調査業務の効率化等 ▶ 結核業務における患者対応管理ツールの導入 など
② 事業者等の利便性の向上		
都民・事業者からの申請等	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や薬局、旅館等に関する許可申請等 	申請のオンライン化、電子納付の導入等 ▶ 許可・申請・届出業務等のDX推進 など
説明会、講習会等	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事講習会 ・栄養管理講習会等 	オンラインツールを活用した説明会、講習会の開催等 ▶ 説明会、講習会等におけるオンライン対応の推進 など

3 今後の取組 Ⅲ. DXの推進による業務の効率化

① 業務の効率化

デジタルツール等の活用により、**ペーパーレスや情報共有の迅速化**等を進め、業務を効率化

<令和6年度の主な取組>

▶ 音声マイニングシステムの導入 (相談業務)	保健所の 相談業務 （精神保健福祉相談等）において、AI活用により通話内容をリアルタイムかつ高精度にテキスト化等を行うマイニングシステムを導入することで、 相談内容の記録を効率化 するとともに、即時に組織内での情報共有を実現【令和6年度は一部保健所でモデル実施】
▶ 食品衛生業務の立入検査等におけるタブレット活用 (監視・指導業務)	食品衛生業務における 立入検査等でタブレット を活用することで、システム情報を出張先から閲覧できるようにし、紙書類の持ち出し削減や現場でのシステムへの記録など 監視指導業務を効率化
▶ 結核業務における患者対応管理ツールの導入 (調査業務)	結核の 患者対応情報をデータ化 することで、紙資料を削減するとともに、 患者情報の管理を効率化 【令和6年度は一部保健所でモデル実施】



リアルタイムテキスト化



② 事業者等の利便性の向上

保健所の**手続き等におけるオンライン化**を推進するなど、事業者等の利便性を向上



<令和6年度の主な取組>

▶ 許可・申請・届出業務等のDX推進	保健所の 行政手続きについて電子申請を推進 するとともに、 食品営業許可申請等の手続きで順次電子納付を可能 にしていき、オンラインで手続きが完結する環境を整備
▶ 説明会、講習会等におけるオンライン対応の推進	説明会等の内容に応じ、 オンライン開催や動画配信等 を検討し、 時間や場所にとらわれず柔軟な参加が可能 となる環境の提供を推進

参考資料 1 都保健所の概要

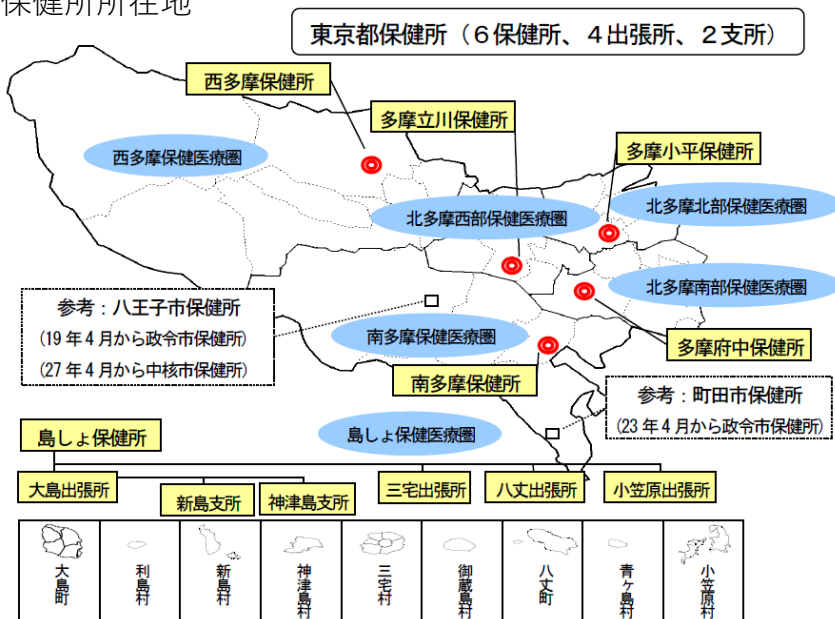
基本的な役割

- ・保健所は、地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健法に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市及び特別区が設置している。
- ・都内では、多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域について、東京都が保健所を設置している。
- ・都保健所は、**二次保健医療圏に1箇所の体制**となっており、**地域保健の広域的、専門的、技術的拠点及び地域における健康危機管理の拠点**として重要な役割を担っている。

■ 都内の保健所の設置状況（令和5年4月1日現在）

地域	保健所設置	設置年
①特別区	各区1か所	昭和50年に都から移管
②多摩・島しょ	都保健所6か所 西多摩、南多摩、多摩立川、多摩府中、多摩小平、島しょ	平成16年に再編（詳細は次頁に記す）
	八王子市保健所1か所	平成19年に都から移管
	町田市保健所1か所	平成23年に都から移管

■ 保健所所在地



■ 保健所管轄地域

二次保健医療圏	保健所名	所在地	所管市町村
西多摩	西多摩保健所	青梅市東青梅1-167-15	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩	南多摩保健所	多摩市永山2-1-5	日野市、多摩市、稲城市
北多摩西部	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎内	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
北多摩南部	多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
北多摩北部	多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24 東京都花小金井庁舎内	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
島しょ	島しょ保健所	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス24階	島しょ全域
	・大島出張所	大島町元町字馬の背275-4	大島町、利島村、新島村、神津島村
	新島支所	新島村本村6-4-24	—
	神津島支所	神津島村1088	—
	・三宅出張所	三宅村伊豆1004	三宅村、御蔵島村
	・八丈出張所	八丈町三根1950-2	八丈町、青ヶ島村
・小笠原出張所	小笠原村父島字清瀬	小笠原村	

参考資料2 再編整備の経過

○ 以前は、保健所が住民に身近な保健サービスを行っていたが、平成9年度の地域保健法の全面施行等に合わせて、二段階で多摩地域の都保健所再編整備が行われ、現在は、市町村が身近な保健サービスを行い、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能を果たしている。



保健所機能の強化①

- 保健所支援拠点の設置、トレーサー班の配置、業務の民間委託等により感染拡大時における体制を確保
- 患者情報管理センターの設置、入院調整本部の設置等により保健所業務を支援
- 音声マイニング技術、ショートメッセージサービス等、デジタル技術の活用により都保健所業務を効率化

（1）第8波までの都の取組

1 感染拡大時における体制確保

- 令和2年7月、感染拡大により業務負荷が集中する保健所を支援するため、**区市保健所の業務支援を行う保健所支援拠点**を東京都健康安全研究センター内に設置。夜の街対策を課題とする区保健所と連携した積極的疫学調査の他、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」により接触通知を受けた方を対象としたPCR検査センターの運営など、様々な形で支援を実施
- 令和2年9月以降、**保健師・看護師等をトレーサー班として採用**し、保健所支援拠点のほか、都保健所等に配置し、積極的疫学調査等の保健所業務の支援を実施。令和5年5月7日現在、計68名の体制。採用時には、感染症対策業務に関する法令や積極的疫学調査・健康観察等に係る育成研修を実施し、一定期間の業務従事等の要件を満たした場合は、感染症対策支援員として認証
- 令和3年1月、**夜間の入院調整業務の民間委託**を実施したほか、令和3年4月からは外国人に対する積極的疫学調査実施の際の**通訳支援サービスの利用**（11か国語）を開始し、環境を整備
- 令和2年7月から、「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」により、新型コロナウイルス感染症対策によって生じる保健所等の業務負担軽減・体制強化など、**区市町村が地域の実情に応じた取組**を展開できるよう支援
- 令和3年1月22日から2月25日に、陽性者の重症化リスクの把握に重点をおき、適切な医療提供へつなげることを優先する臨時対応の考え方を保健所に通知。令和3年8月、企業団体での濃厚接触者の自主検査等を実施、令和4年1月、陽性者本人から濃厚接触者へ連絡していただくことにより、**積極的疫学調査を効率化**
- 感染状況に応じて、速やかに保健所の体制を構築できるよう、**新型コロナウイルス感染症対応保健所版事業継続計画**を策定

2 都による業務支援

- 令和2年4月、**都内の患者情報を集約する新型コロナウイルス患者情報管理センター**を設置。都独自で患者情報を集約する仕組みを構築することにより、患者の発生状況や入院状況等の確実かつ迅速な把握・管理（見える化）を実現するとともに、都と保健所の間で患者情報を共有し、一体的に対策を推進する情報ネットワークを整備
- また、同センターが管理する患者情報管理データベースの内容確認・修正については、都から保健所に連絡役（リエゾン）等を担う職員を派遣し、患者情報を日々の業務にも活用することで保健所の業務負担の軽減に貢献。令和3年9月より、**自宅療養者の情報を市町村に提供**し、地域の実情に応じた日用品の支援や、見守りや声かけなどのきめ細かな支援を充実

保健所機能の強化②

- 令和2年4月に保健所からの依頼に基づく入院・転院調整の支援を行う**入院調整本部**、令和2年5月には宿泊療養施設への入所・搬送の調整等を行う**入所調整本部**、令和3年1月には夜間対応が必要な場合に入院調整を実施する**夜間入院調整窓口**を設置
- 令和2年11月、それまで保健所が担っていた自宅療養者の健康観察や相談対応を集約することで、保健所機能を支援することを目的に**自宅療養者フォローアップセンター**を設置、令和3年12月、診療や検査を行った医療機関等が保健所に代わって自宅療養者の健康観察を行う場合に協力金を支給する事業を開始。令和4年1月、**自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）**を設置し、保健所の健康観察業務等を支援

3 デジタル技術を活用した都保健所の業務の効率化

- 患者調査等において通話音声を自動でテキスト化する音声マイニング技術の活用のほか、患者対応においてクラウド型のデータベースを利用した進捗管理を行うなど、**職員間での情報共有の円滑化、相談対応・連絡業務の省力化**を図っている。また、ショートメッセージサービスの導入、チャットボットを活用したFAQオンライン対応、健康観察におけるウェアラブル端末の活用等により、都保健所の機能強化に向け、**デジタル技術を活用した業務の効率化**を推進
- 都保健所のデジタル化の取組内容を、区市保健所にも情報提供

(2) 成果と課題

- 感染者数が増加する中であっても、区市の保健所とも連携・協力した保健所業務の軽減に向けた多面的な支援により、保健所における感染症対策の中核機能を維持
- 今後も、変異株の発生による急激な感染拡大に備え、市町村や医療機関等と連携した**地域のきめ細かな取組への支援の継続が必要**
- 今後も感染拡大時にも対応できる体制の整備、保健所業務の重点化・効率化などの**備えが必要**
- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大から収束に至るまでの都保健所の取組を検証した上で、改めてその在り方を検討**
- 積極的疫学調査については、変異株等の特性や感染状況などに応じて、重症化リスクの高さやクラスター発生リスクなど**優先度を考慮し、また、施設管理者等や関係機関と連携しながら、効果的かつ効率的に実施していくことが必要**